

○長崎県交通局乗合バス運賃等管理規程

令和元年 9 月 24 日

交通局企業管理規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、長崎県営バス運賃等規則（昭和48年長崎県規則第30号。以下「規則」という。）第 5 条、第 6 条、及び第11条の規定に基づき、一般路線、及び県外高速の各区间運賃、及び運賃を減額する乗車券、回数券の取り扱いを定めることを目的とする。

(一般路線の各区间運賃)

第 2 条 規則第 5 条に規定する普通旅客運賃は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(高速路線の各区间運賃)

第 3 条 規則第 6 条に規定する普通旅客運賃は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(普通旅客運賃の減額)

第 4 条 規則第11条に規定する普通旅客運賃は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通学回数券を使用する場合 券種ごとに13枚 1 組で通学乗車区間の10倍に相当する額
- (2) 往復乗車券を使用する場合 別表第 3
- (3) ICカード（回数券）を使用する場合 別表第 4

附 則

この規程は、令和元年10月 1 日から施行する。